

みや わか



市議会だより



9月定例会

審議結果報告及び賛否の分かれた議案	2~3
委員会報告	4~5
市長報告	5~6
一般質問	7~11
まちの話題、編集後記	12

審 議 結 果 報 告

9 月 定 例 会

議案番号	議 案 名	議決内容
議案第 25 号	宮若市市長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について	継続審査
議案第 26 号	宮若市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宮若市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 27 号	宮若市下水道条例及び宮若市水道事業及び宮若市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 28 号	令和 7 年度宮若市一般会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
議案第 29 号	令和 7 年度宮若市一般会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
認定第 1 号	令和 6 年度宮若市一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第 2 号	令和 6 年度宮若市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第 3 号	令和 6 年度宮若市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第 4 号	令和 6 年度宮若市吉川財産区特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第 5 号	令和 6 年度宮若市下水道事業会計決算認定について	原案認定
認定第 6 号	令和 6 年度宮若市簡易水道事業会計決算認定について	原案認定
認定第 7 号	令和 6 年度宮若市水道事業会計決算認定について	原案認定
議員提出議案 第 5 号	宮若市議会ハラスメント防止条例の制定について	否決

◆賛否の分かれた議案

○：賛成 ×：反対

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	15
氏名	神谷 喜久雄	藤春 優二	松岡 史倫	清水 健太郎	山元 秀一	柴田 裕美子	染矢 正次	和田 善久	安永 友則	安河 英幸	茅野 勝	弓削田 敬	谷口 重隆	寶部 勝
議案														
「宮若市市長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について※1	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○
宮若市議会ハラスメント防止条例の制定について※2	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	欠席	×

議案第 25 号 宮若市市長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について【継続審査】

※ 1 反対討論（山元 秀一議員）

委員長報告では、更なる審査を行う明確な必要性が示されておらず、また、継続審査による不利益は、市長の行為をハラスメントと認定した我々が一番理解しているはずである。つまり、特別職による職員へのハラスメントが再び行われた場合、何ら措置を行うことができず、職員の就業環境の改善は望めなくなり、勇気を持って市長のハラスメント行為を訴えた職員は報われない。このようなことは避けたいと考えており、条例の早期成立を目指すべきである。

賛成討論（弓削田 敬議員）

3月からこの議案に対しては、総務委員会の方で審査をしてきたと報告を受けている。その結果、もう少し内容について精査して、職員やそういった方々を守っていくための議案になるように、より慎重な審査が必要であると報告を受けた。総務委員会の結論を尊重し、賛成とする。

議員提出議案第 5 号 宮若市議会ハラスメント防止条例の制定について【否決】

※ 2 反対討論（安河 英幸議員）

本議案は、宮若市議会におけるハラスメント防止条例であるが、内容はともかく、議員全員に関わる重要な案件であるにも関わらず、事前に各議員への調整も不十分であり、また、今定例会前の議会運営委員会において、12月での条例制定を目指すとの申し合わせにも関わらず、本定例会の会期中で提案されるなど、これまでの宮若市議会における議会運営の手續きに対して、懸念を生じる事態となっている。よって、議案の趣旨は理解しているが、反対する。

会計	補正前の額	補 正 額	補正後の額
一般会計	200 億 5,885 万 2 千円	16 億 187 万 9 千円	216 億 6,073 万 1 千円

主な補正内容

費目	金額	内容
定額減税補足給付金 給付事業費	899 万円	令和 6 年分所得の確定に伴う再算定の結果、見込み以上の給付が必要となったことによる定額減税補足給付金の追加
火葬場費	2,125 万 7 千円	火葬場の熱交換器の不具合に伴う、3 炉分の熱交換器を更新するための工事請負費
災害復旧費	15 億 3,872 万円	8 月 9 日から 11 日までの豪雨により被災した施設の災害復旧費

今回の補正は、定額減税補足給付金、工事請負費、災害復旧費の追加等を行うものです。補正予算の内容は、表のとおりとなっています。

予算審査特別委員長 藤春 優二

令和 7 年度一般会計補正予算（第 1 号、第 2 号）

委員会報告

9月定例会

決算審査特別委員会

委員長 安河 英幸

認定第1号「一般会計」、認定第2号「国民健康保険特別会計」、認定第3号「後期高齢者医療特別会計」、認定第4号「吉川財産区特別会計」、認定第5号「下水道事業会計」、認定第6号「簡易水道事業会計」及び認定第7号「水道事業会計」について、議長を除く14名の委員により審査を行いました。

主な質疑と回答は以下のとおり

認定第1号

1. 防犯灯の設置件数は

43箇所設置され、内訳は、新設が12箇所、支柱込みの取替えが9箇所、電球の取替えが22箇所である。

2. システム開発委託料について昨年度より増加している要因は

システム標準化の移行作業が、昨年度から始まったことが主な要因である。

3. まちづくり人づくり事業等補助金の件数は

令和6年度については、14件あり、

内訳は個人が6件、団体が8件である。

4. アピアランスケア推進事業の実績は
ウィッグは、2万円を上限に交付しており4件、補整具は、1万円を上限に交付しており2件。

5. 飼い主のいない猫の不妊去勢手術
5万7,000円の内訳は

不妊手術3件、去勢手術3件の合計6件。令和5年度の実績10件から減少していることから、再度周知の徹底や申請期間の延長を行うなど、申請件数の向上に努めている。

6. 社会福祉協議会補助金について、前年度比約700万円減額となっているが、その要因は

予算編成の際は、事業の内容や、細かな運営に関する精査を行うとともに、可能な限り財政縮減に努めた結果である。

7. 令和6年度の有害鳥獣の駆除件数は

イノシシが760頭、シカが615頭、アナグマが114頭、アライグマが80頭の合計1,569頭となっている。

8. 水質検査委託料の内容は

乙野団地における専用水道の水質検査委託料である。乙野団地は、水道法上、専用水道に該当し、法律で検査が義務付けられている。水質検査自体は本市水道課に委託して実施しているが、毎日行う残留塩素の確認は団地の入居者に委託して、実施している。

9. スーパーサンキウ跡地商業施設誘致助成金の5,000万円について、出店に要した経費の実績や状況等の報告は受けているか

実際の工事費や購入された備品等のリストを全て提出していただいている。そのリストを審査した結果、経費が5,000万円を超えていたため、上限の5,000万円を支出している。

認定第2号

1. 特定健診等委託料について昨年度より増加しているが、健診を受けた人が増えたのか

受診者は少し減少しているが、令和6年度は、より一層の健康増進を図るために、新たな取組として、骨折予防事業や歯科保健事業などを追加したためである。

認定第3号

1. 後期高齢者医療広域連合は、何市町村ぐらい入っているのか

政令指定都市含め、県内60市町村が加入している。

認定第5号

1. 資本的収入のうち、他会計負担金と他会計補助金の違いは

負担金については、本来一般会計で負担すべき経費で、例えば権助ポンプ場の経費や雨水対策に係る経費等を一般会計から繰入れを行っている。補助金については、事業経営の一部として、一般会計から繰入れを行っているものである。

認定第6号

1. 水道事業と簡易水道事業の違いは
給水人口が5,000人未満の場合、簡易水道事業となる。旧若宮町時代に、5,000人未満のところで給水区域を設定し、そこを簡易水道事業の区域としている。旧宮田町については、水道事業となっている。

認定第7号

1. 水道事業は年間24万円しか一般会計から繰入れてないのか

水道事業における繰入れ基準に該当するのが児童手当分のみであり、その分の24万円を繰入れている。

認定第1号、2号、3号、4号、5号、6号及び第7号 全会一致で認定

総務委員会

委員長 安永 友則

宮若市市長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について

市の職員一人ひとり、全ての者から一切のハラスメントを受けることなく、市民の福祉向上に安心して全力で取り組むことができる職場環境を確立するため、ハラスメントの防止等に関する措置を講ずる必要があることから、条例を制定するもの。

主な質疑

・申出者が、ハラスメント対策委員会での調査を希望すれば、対策委員会を開き、希望しなければ、対策委員会を開かずに、人事担当課長や副市長、市長で、対応するということがあるのか。

・本会議でもあったが、市長が行方者だった場合の対応措置について具体的な規定がないが、どう考えているのか。

・ハラスメントが認定された場合の公表の規定はどうなっているのか。

・職員同士のハラスメントが起こった場合、市長が対応措置、懲戒など対応すると思うが、ハラスメントされた方がその対応に不満があった場合、同一事案の申し出を何回でもできるのか。

・今回、修正案が出されたが、市長は修正案作成にあたり、前回の否決をどう分析し、今回の案に反映させたのか。なぜこの条例が必要なのか。

・宮若市全体のカスタマーハラスメント対策について、今後、条例提案などを検討されているのか。

答弁

・申出者の希望があれば、ハラスメント対策委員会の方にも諮る形になる。それ以外の場合で、例えば双方の言い分が全く違ったり、刑事罰に該当するなどの案件があるような場合は、相談者が希望していなくても、対策委員会へ諮る形になってくるかとは思う。

・特別職に関しては、一般職と違い懲戒

等の規定もなく、対応措置については、ハラスメントの内容や、頻度によって変わってくるかと考えており、条例の中へ具体的に規定するのは難しいと考えている。

・職員の場合は、懲戒処分を受ければ、基本的に公表になる。特別職に関しては、公表について定めていないが、ハラスメント対策委員会からの答申で、対応措置の一つとして、必要に応じ公表する場合も出てくると思う。

・同じところに、同じ申し出をしても、同じ結果になるかと思うので、別の方法で、苦情申立てをしていただくことになるかと思う。

・修正に関しては、3月議会での指摘を整理して、示している。皆様方のご意見は非常に貴重な意見と受け止めている。提出理由は、私のハラスメントに端を発しており、職員間でハラスメントが起きないような状況をしっかりと作ってあげて、職員が働きやすい職場を作るため、今回提案させていただいた。

・事業所等まで広げた条例を作るには、検討が必要であるという認識を持っている。

賛成多数で継続審査

宮若市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宮若市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部が改正されたことに伴う条

例の一部改正。

主な質疑

・部分休業については、3歳未満の子供がいる家庭が対象なのか。

・部分休業の時間数は、子供の数によって変わるのか。

・申請時のチェックはどうなるのか。

答弁

・就学前の子がいる職員が対象となる。子の数は何人いても、取れる時間数に変更はない。

・申請の際には、母子手帳等の証明になる証明書を必ずつけていただくようにしている。

全会一致で可決



委員長 弓削田 敬

宮若市下水道条例及び宮若市水道事業及び宮若市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

災害、その他、非常の場合において、排水設備等及び給水装置の復旧を円滑に行えるようにするため、他の市町村長の指定を受けた者等がこれらの工事を行うことができるよう、所要の改正を行うもの。

さしたる質疑なし

全会一致で可決

市長報告

◆市長報告 1

令和7年8月9日からの大雨による災害について

8月9日の降り始めから12日の午後5時までの総雨量は、宮田観測点で397mm、山口観測点で505mm、力丸ダム観測点で305mmと非常に激しい雨を観測しました。

10日の午後1時30分に災害警戒本部を設置し、午後3時に、線状降水帯を伴う大雨となるおそれがあったことから、市内3箇所自主避難所を開設しました。同日午後6時30分に2箇所の避難所を追加し、高齢者等避難を発令するとともに、犬鳴川の水位が避難判断水位を超過したため、午後7時30分に市内全域に避難指示を発令しました。

この雨によって、市内各所において道路や農地の冠水や損壊、住宅の床上・床下浸水等、約300件の被害が発生しています。

被災者には、罹災証明書等の発行や災害見舞金の支給、家屋の消毒、浸水によって使用できなくなった家財等を災害ゴミとして無料回収するなどの対応をとっており、宮若市社会福祉協議会では、被災者のニーズに沿った支援も行っているところです。

今回の災害は、国の激甚災害に指定

される予定で、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等が受けられる見込みです。

◆市長報告 2

令和6年度宮若市行財政改革実施計画「第四次集中改革プラン」の進捗状況の報告について

令和3年8月に策定した「第四次集中改革プラン」に基づき、健全な財政基盤を確立するための継続的な取組を行っています。

このプランでは、令和3年度から令和7年度までの5箇年において、7億3,767万円の歳入確保と5億7,009万円の歳出削減による総額13億776万円を財政効果の目標とし、令和6年度は4億3,065万3千円の実績額となっています。

基本方針ごとの取組として「行政運営の効率化」では、行政窓口業務や給食調理業務の民間委託、議員定数の削減などにより、実績額9,339万3千円。

「健全な財政基盤の確立」では、企業誘致やふるさと納税の啓発などによる自主財源の確保、債権管理条例に基づく適正な債権管理の推進などにより、実績額は2億9,460万4千円。

「効率的な住民サービスの向上」では、道路愛護推進活動を通じた地域コミュニティ活動への支援により、実績額4,265万6千円となっています。

◆市長報告 3

ノリタケ株式会社工場跡地の民間事業者による利活用について

本工場は、昭和42年より陶磁器の製造工場として操業され、平成19年に生産を終えています。平成30年に工場の建屋部分の解体・撤去後、工場敷地内の土壌を調査した結果、汚染があることが判明しています。

土壌汚染対策法にのっとり、各種調査、対策が進められる一方、地元自治会等を中心に対策委員会が発足し、土壌汚染等に関する情報共有が図られてきました。

今般、本工場跡地について、令和7年8月27日付けにてノリタケ（株）と大和ハウス工業（株）の間で土地売買契約が締結されました。今後は、ノリタケ（株）によって土壌汚染対策が進められ、大和ハウス工業（株）が造成工事を行い、産業用地として利活用をしていく予定です。

◆市長報告 4

宮若市外二町じん芥処理施設組合におけるごみ処理施設整備の経緯について

現在、次期可燃ごみ処理施設の処理方式について、くらじクリーンセンタ―を改修し、焼却（スト―カ）方式へ転換することを最終方針として、「ごみ処理施設整備基本計画」の策定を進め

ています。

最終方針については、去る8月5日に本城地区で説明会を開催し、今後住民の皆様と合意形成を図りながら、施設整備を進めていきます。

焼却方式は、経費の3分の1が国の循環型社会形成推進交付金の対象となるものですが、環境省等へは、RDF施設を焼却施設に改修する事例が先進的であること、ごみ減量化として「紙おむつリサイクル」、「廃食用油リサイクル」の取組を行っていることを訴え、交付率の引上げの要望を行っています。

次期マテリアルリサイクル施設についても、現施設を稼働しながら、同一敷地に建て替えを行う方針で、5月17日に、鞍手町泉水区の役員へ説明会を開催しており、引き続き住民の皆様と合意形成を図りながら、施設整備を進めていきます。

施設整備に必要な用地測量及び縦断横断測量等を実施しており、現在、地質調査業務委託の発注準備をしています。

◆市長報告 5

宮若市農業観光振興センターの運営について

農業観光振興センターの運営について、議会の問題提起を受け、7月8日に（株）トライアルホールディングスとの協議の場を設け、同社の取組と市の取組について意見交換を行いました。8月にも、同社と2度協議を行い、

市長の他団体の施設利用に関する発言を撤回し、これまでの地域貢献に対して配慮を欠くものであったことを謝罪しました。

このため、6月議会において可決された議員提出議案第4号「農業観光振興センター運営に係る調査を求める決議案」にある第三者を加えた調査委員会は設置しないこととしました。

農業観光振興センターの開館時間について、24時間営業から、早朝5時から24時までの19時間に変更したい意向を受け、協議の結果、9月1日から開館時間を短縮します。

◆市長報告 6

民事調停の報告について

市営住宅入居者のうち滞納月数が3箇月以上の者2名について、1名は調停の申立て前に滞納家賃等の納付がなされ、残る1名は、5月21日に直方簡易裁判所に調停を申し立てたところ、7月3日に調停が成立しました。

◆市長報告 7

債権の放棄について

令和6年度、簡易水道使用料の滞納者について、所在調査を実施しましたが、確認できず回収が見込めないため、宮若市債権管理条例第16条の規定により、2件、6,920円の債権を放棄しました。



市政を問う

一般質問は市民を代表し、市の施策・方針や課題について問います

質問者	質問事項	QR	質問者	質問事項	QR
1. 山元 秀一	1. 地域コミュニティのあり方について 2. 本市の観光振興について 3. 本市の産業振興、働く環境の支援について		4. 茅野 勝	1. 市長が発言された内容が今後の宮若市の市政にどう影響するのか伺う	
2. 染矢 正次	1. イノシシ対策の状況について 2. 猛暑下における児童登下校の安全対策について		5. 安河 英幸	1. 市長のこれまでの市政運営について	
3. 松岡 史倫	1. 令和6年度宮若市行財政改革実施計画「第四次集中改革プラン」の進捗状況について伺う 2. 今年度の企業版ふるさと納税の取組について伺う		6. 藤春 優二	1. 観光の振興について 2. 企業誘致の推進、立地企業の支援について	
			7. 清水 健太郎	1. 8月の大雨災害について伺う	

※ QR から、一般質問の録画映像がご覧いただけます。

会議録は、議会事務局、若宮総合支所ハートフル、市内図書館および宮若市議会ホームページからご覧いただけます。

地域コミュニティのあり方について 本市の観光振興について 本市の産業振興、働く環境の支援について



山元 秀一

イノシシ対策の状況について 猛暑下における児童登下校の安全対策について



梁矢 正次

問 自治会加入者の減少や自治会組織の解散など地域コミュニティに変化が見られる一方、災害時では改めてその必要性が認められた。

答 市長
となる吉川脇田地域の「脇田ドリーム構想」は、市の活性化の重要なテーマである。その「ムスブ」拠点となる農業観光振興センターの活性化のため、道の駅構想のその後の方針を伺う。

問 少子高齢化の中、地域コミュニティの基礎である自治会が年々脆弱となっていますが、災害時では地域のつながりが、情報伝達や、声掛けによる避難の安全性の向上となります。

答 市長
(株)トライアルホールディングスとの連携協定を締結し、全国的に注目されるエリアである同地区においては、公衆トイレの改修や、旧吉川小学校のラウンジを市民や観光客が自由に利用出来る施設へと改修しています。

問 本市の観光拠点

答 産業振興のための労働力確保として高齢者や女性の労働力が重

要である。それらの働きやすい環境作りについて伺う。

問 市長
高齢者には、身体機能の低下への配慮が、女性にとっては、短時間勤務やフレックス制などライフステージに応じた職場環境が働きやすさにつながると考えられています。商工団体と連携し、国や県の取組の情報発信を行っていきます。

問 高齢者や女性の身体的機能を補う器具の補助金制度の創設は。

答 産業観光課長
「エイジフレンドリー補助金」など国・県の制度を調査した上で、市が補完すべき部分など、調査検討したいと考えています。

問 農の設置状況と設置基準について伺う。

答 市長
現在、市が管理するイノシシやシカ用の箱罠が123基あります。一部を鳥獣被害対策実施隊員に貸し出し、お住まいの地域のイノシシ等が頻繁に出没する場所に設置して捕獲をしていただいています。

問 高齢世帯におけるイノシシ被害への対応について伺う。

答 市長
イノシシ等の有害鳥獣による被害防止対策としては、高齢者等の世帯構成にかかわらず、農家を主な対象として、駆除と防除を基本とした対策を実施しています。

また、残りの箱罠については、市民からのイノシシ等の目撃情報や駆除依頼等を基に、市が雇用している有害鳥獣対策員が現地を確認した上で捕獲に最適な場所に設置している状況です。

いづれの場合も、市民の安全性を考慮して設置箇所を検討しています。

問 登下校中の熱中症対策について伺う。

答 教育長
各学校において、水分補給、帽子や日傘の活用、当日の体調チェック、規則正しい生活、寄り道をせずまっすぐに帰宅することなどを適宜指導しています。

問 市内小学校における送迎車両の停車場所について伺う。

令和6年度宮若市行財政改革実施計画「第四次集中改革プラン」の進捗状況について伺う 今年度の企業版ふるさと納税の取組について伺う



松岡 史倫

市長が発言された内容が今後の宮若市の市政にどう影響するのか伺う



茅野 勝

問 行財政改革を単なる経費削減ではなく、将来の持続可能な行政運営とするために、現状に対する課題をどう捉え、どんなビジョンを描いているのかを伺う。

答 市長

令和3年8月に策定した「第四次集中改革プラン」の進捗状況については、令和6年度において歳入歳出合わせて2億7,190万円の目標額に対して、4億3,065万3千円の実績額を達成しました。

現状の課題は、業務に対する努力目標的な取組の計画が多く、行政課題を根本的に解決するための視点が低くなっている点です。

今後、大綱に定める3つの柱の「行政運

営の効率化」「健全な財政基盤の確立」「効率的な住民サービスの向上」を基本理念として、現下の行政課題や社会経済情勢を踏まえながら、行財政改革を更に推進し、市民サービスの向上に努めます。

問 令和7年度与党税制改正大綱が決定し、企業版ふるさと納税制度の3年延長が盛り込まれたが、本市が更に寄附をいただくために、見えている課題と解決策を伺う。

答 市長

本市は、令和2年度から現在までの実績として、計16件、60,188,200円の寄附をいただいています。企業版ふるさと納税の活用が必要となる地域再生計画について

は、新たに令和7年度から令和11年度までの認定を内閣府よりいただきました。

同制度において、寄附企業には、税制上の優遇措置のみならず、社会貢献を通じた企業のイメージアップや地方公共団体との関係の構築といったメリットも期待されます。企業からの寄附を多く集めるには、共感を呼ぶプロジェクトを選定し、発信することが重要であると考えています。

また、トップセールスも重要な手段の一つであると考えています。本市の地方創生に関する取組に対し、様々な機会や媒体での広報活動を通して、より多くの企業から寄附をいただけるよう取組を進めていきます。

問 市内企業の代表者と本市の議員を交えた色々の意見交換をなされたという。これらの意見交換の内容とこれに基づく市長の発言が今後の市政にどのような影響を及ぼすのかを尋ねる。

答 市長

企業の代表者との意見交換については、商工会議所や商工会等の総会の時や日頃の来客対応など、色々な場面で様々な意見交換をしています。

本市の発展のため、今後も継続した意見交換の場が必要であると考えており、いただいたご意見やご要望に関しては、市政運営に反映できるよう努めていきたいと考えています。

問 進出企業の役員さんらと市長と議員で、いろんな話しをされたという。その内容は、

答 市長

当時、スーパーサンキューが撤退するということで、跡地について議員からの要望があったり、地域の方が心配されていたため、そのことを会合の中で話したところ、企業側から協力する旨の回答をいただきました。

同時に企業側からは「協力するから、かつての懸案事項について、何とか、市も頑張ってくれないか」という話があったことも事実です。

それは「農業観光振興センターの中にドリームホープに入っても「ええないか」というものです。会合ではその他「将来5,000人

規模のシリコンバレーを造りたいため、市で水の確保をやってもらえないか」という要望もありました。

問 企業側は、前の市長との約束を履行してほしいということではないか。だから撤退の話となったのではない

答 市長

ドリームホープを農業観光振興センターに入れることや水の件は協定でも決まっています。それを履行しなかったために、今回、トライアル撤退の騒動になったとは思っていません。

撤退の件は、農業観光振興センターの中に観光協会が入居が可能かという原因かと思っています。

市長のこれまでの市政運営について



安河 英幸

問 市長が就任されて3年半が経過しようとしている。ここまでの市長としての成果及び課題について伺う。

答 市長

令和4年3月に市民の皆様から市政運営の信託を賜り、3年半が経過しました。

私の市政運営の柱は、施政方針でも申し上げているとおり「市民目線、市民主体」に徹することであり、自治会長会やボランティア・障がい者団体、老人会等との会合を重ねるとともに、ご案内された会合に積極的に参加し、様々なご意見やご要望を賜り市政運営の参考としてきました。

これまでの成果ですが、就任後、直ちに本市の最上位計画「第2次総合計画後期基本計

画」の策定に着手し、庁内での議論を重ねるとともに、近隣市の総合計画を調査研究し、前期基本計画の2.5倍となる196項目のKPI（目標指標）を明示しました。現在もその目標達成に向けて鋭意取り組んでいるところですが、

入率の低下など、様々な課題があることも承知しています。今後「市民目線、市民主体の市政」に徹し、議会・市民・各種団体の皆様からのご意見を伺いながら、課題解決に向けて取り組んでいきます。

問 市長が掲げた道の駅構想について、今後のように考えていくのか。

答 市長

道の駅構想は、宮若市の観光振興における重要な拠点となるものであり、既に地域の基本構想、基本計画を策定しているところですが、

今後も道の駅の登録に向けて、県や関係団体との調整を引き続き行っていきたいと考えています。

観光の振興について
企業誘致の推進、立地企業の支援について



藤春 優二

問 本市にとって観光は、地域ブランドの確立、市民の郷土愛の醸成、そして持続可能なまちづくりには不可欠なものと考えています。そこで、本市の今後の観光振興施策について伺う。

答 市長

本市の観光入込客数は、コロナ禍からの回復やインバウンドの増加などにより、国内需要に比例して増加の傾向となつていますが、観光コンテンツ不足により、

周遊につながらず、新たな観光資源の創出が課題となつています。

そこで今年度は、来訪者の滞在時間や宿泊日数を延ばし、観光消費の拡大につなげていくため、市内の宿泊施設や観光施設に貸出用自転車等を整備する「サイクルツーリズム推進事業」や「トレイルツーリズム推進事業」と称して、六ヶ岳登山に関する現状把握やSNSによる情報発信等を行い、誘客につなげる取組を現在進めています。

また、来訪者に対する宿泊補助と買物クーポンを発行し、利用者にアンケート調査を行う「旅行支援事業」についても、現在準備を進めています。

今後の企業誘致の施策として、トヨタ自動車九州（株）を始めとする自動車関連企業の更なる集積に向け、福岡県等と連携しながら宮若北部工業用地造成事業を進めていくことと併せ、民間事業者による新たな産業用地整備の情報提供を行っていきます。

問 企業誘致は、市の財政基盤強化と地域活性化に不可欠な施策だと考える。そこで、本市の今後の企業誘致施策について伺う。

答 市長

本市の企業誘致については、第2次宮若市総合計画後期基本計画において、重点的に取

り込む施策として位置付けており、新たな企業進出による税収増に伴う財政基盤の確立や雇用の創出等、地域活性化に大きく寄与することから、積極的に推進すべき施策と捉えています。

また、既に立地している企業に対し、新たな設備投資や施設改修の相談等について、国や県等の優遇制度を紹介するなど対応を進めていきます。

8月の大雨災害について問う

問 本市の大雨の状況と避難等対応について問う。

答 市長

国土交通省遠賀川河川事務所が本市域内に設置している雨量観測点における8月9日の降り始めから12日の午後5時までの総雨量は、宮田観測点で397mm、山口観測点で505mm、力丸ダム観測点で305mmとなっており、特に宗像・福津両市を中心に線状降水帯が発生した10日の午後5時から午後6時までは、1時間最大雨量が宮田観測点で56mm、山口観測点で51mmと非常に激しい雨を観測しました。

を伴う大雨となるおそれがあったことから、市内3箇所の自主避難所を開設して、その後、気象情報を注視しながら、同日午後6時30分に2箇所の避難所を追加し、高齢者等避難を発令するとともに、犬鳴川の水位が避難判断水位を超過したため、午後7時30分に市内全域に避難指示を発令しました。翌11日の正午に大雨のおそれなくなつたため、避難指示を解除し、避難所4箇所を閉鎖して、避難者が残る若宮コミュニティセンター「ハートフル」を自主避難所として継続しました。

最終的には、12日午前9時に避難者全員が帰宅したことから、配備体制を解除しました。

問 被災状況やその後の本市の対応について問う。

答 市長

この雨によって、市内各所において道路や農地の冠水や損壊、住宅の床上・床下浸水等が発生し、約650件の被害報告を受理しています。その後の対応として、被害状況の調査、確認を実施するとともに、被害を受けられたところには、罹災証明書等の発行や災害見舞金の支給、家屋の消毒、浸水によって使用できなくなった家財等を災害ゴミとして無料回収するなどの対応をとるとともに、宮若市社会福祉協議会に依頼して、災害ボランティアセンターを設置して、復旧に向けた支援を行っています。



清水 健太郎

市議会会議録はホームページからも閲覧できます。

<https://www.city.miyawaka.fukuoka.dbsr.jp/>



次回の定例会は 12月2日(火) 開会予定です。 皆さんの傍聴をお待ちしています。

本会議・各常任委員会等の日程については、日程が決まり次第、宮若市のホームページに掲載します。
小さなお子さんをお連れの方は議場への入場はできませんが、庁舎内において親子一緒に視聴できますので、議会事務局にお尋ね下さい。



9月23日「手話言語の国際デー」
ブルーライトアップ



ヒガンバナまつり



こども食堂と地域防災教室
(磯光公民館)



かかし祭り (乙野)



ヒガンバナ (写真同好会提供)



清水寺 雲海 (写真同好会提供)

編集後記

記録的な猛暑だった夏もやっと終り、過ごしやす季節に、食事も美味しい今日このごろ、相次ぐノーベル賞受賞の報道に、先生方の地道な研究に敬意を表するとともに、自分を信じ活動し続けることの大切さを感じました。

本市では、職場環境の改善を踏まえ、他人を尊重することの大切さを理念に、ハラスメント防止条例の制定に取り組んでいます。残念ながら今議会では可決は至っていませんが、基本的な人権の保障のもと、男女平等はもとより、性の多様性や個性の尊重は現代社会の要請であり、必ず実現しなければなりません。

一方、紡いできた知恵や文化もとても大切なものです。私達一人ひとり大切にしているものを守りながら、人に優しい社会の実現に取り組まなければと感じています。

山元 秀一

議会広報調査特別委員会

委員長	山元 秀一
副委員長	松岡 史倫
委員	染矢 正次
委員	清水 健太郎
委員	藤春 優二
委員	神谷 喜久雄
委員	安河 英幸